



**近藤  
税務  
月報**

税理士  
近藤 猛  
〒791-8036  
松山市高岡町127番地8  
TEL 089-973-7577  
FAX 089-973-7559

### ◆ 2月の税務と労務

#### 国 税／令和元年分所得税の確定申告

2月16日～3月16日

(税務署窓口での申告書受付は2月17日から。  
還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

#### 国 税／贈与税の申告

2月1日～3月16日

(税務署窓口での申告書受付は2月3日から)

#### 国 税／1月分源泉所得税の納付

2月10日

#### 国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

3月2日

#### 国 税／6月決算法人の中間申告

3月2日

#### 国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)

3月2日

#### 国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付

3月2日

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日  
23日・天皇誕生日 24日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
1						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

地方税／固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付  
市町村の条例で定める日

**簡単な接触** 国税当局における税務調査で、調査必要度の高い納税者に対して調査体制を編成し厳正な調査を行う「実地調査」に対し、申告内容に簡易な誤り等が想定される納税者へ書面や電話、来署依頼により申告書の自発的な見直しなどを要請する方法。自発的な見直し等が行われない場合は、実地調査に移行する場合もあります。



### 医療費控除 特定健康診査と特定保健指導が年を跨った場合

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、現在40歳から74歳までの者を対象に「特定健康診査」が行われ、その結果が一定の基準に該当すると「特定保健指導(積極的支援)」を受けることになります。

特定健康診査費用は一部健保組合等から補助され、残りを自己負担します。特定健康診査の自己負担額は、人間ドックの費用と同様に医療費には該当しないことから、通常は医療費控除とはなりませんが、一定の要件の下で医療費控除の対象とされます。

具体的には、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導が行われた場合に、その特定健康診査の自

己負担額も医療費に該当するものとして取り扱われます。なお、特定健康診査に代えて人間ドックを受診した場合は、その人間ドックに要した費用は、特定健康診査に係る診断料と同様の取扱いとなります。

ところで、前年11月に特定健康診査を受診して、本年1月にその診査結果が一定の基準に該当し特定保健指導を受けたケースでは、特定健康診査で支払った自己負担額は本年分の医療費となるのでしょうか。

医療費控除の対象となる医療費は、「その年中に支払った当該医療費」とされており、その年中に現実に支払った医療費とされていますから、一連の治療が年を跨って行われた場合には、その医療費は支払った日の属する年ごとに医療費控除の対象となります。

したがって、特定保健指導の自己負担額は本年分の医療費控除となります。その特定保健指導に係る特定健康診査の自己負担額は前年に支払っているので、前年分の医療費控除の対象となります。

### 生前贈与加算

#### 相続人以外への贈与があるとき

相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、原則として、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します(生前贈与加算)。また、その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されることになります。

この生前贈与加算の対象となる者は、相続や遺贈によって財産を取得した人となります。したがって、相続人ではない者が相続開始前3年以内に贈与を受けていたとしても、相続等で財産を取得していなければ生前贈与加算の対象とはなりません。また、相続人が相続開始前3年以内に贈与を受けていたとしても相続等で財産を取得していないければ生前贈与加算の対象とはなりません。

**賃貸住宅の家賃を親が負担した時**

親から贈与を受けた生活費のうち「通常必要と認められるものについては、贈与税の課税対象になります。」とあります。賃貸住宅の家賃も日常生活を営むのに必要な費用なので「生活費」にあたります。そのため、原則どおり、贈与を受けた者(被扶養者)の需要と贈与した者(扶養者)の資力その他の事情を勘案し、社会の通念上適切と認められる範囲で家賃等を負担している場合には、贈与税はからないこととなります。どうかで課税対象か判断する必要があります。たとえば、子が自分で賃貸住宅の家賃等を負担できない状況にあるなどの事情があり、それらを勘案した上で、親が社会通念上適切と認められる範囲で家賃等を負担している場合には、贈与税はかかるないことになります。たとえば、子が自分で賃貸住宅の家賃等を負担できない状況にあるなどの事情があり、それらを勘案した上で、親が社会通念上適切と認められる範囲で家賃等を負担している場合には、贈与税はかかることになります。

